

議案第151号

福岡市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年9月5日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、住民票の写し等について自動交付機による交付に係る手数料を減額する必要があるによる。

福岡市手数料条例の一部を改正する条例

福岡市手数料条例（昭和35年福岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（自動交付機による交付の場合の手数料の特例）

- 2 令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間、別表第1 1の項、8の項、9の項及び11の項の規定の適用については、同表1の項中「400円」とあるのは「100円」と、同表8の項中「又は電子情報処理組織」とあるのは「にあつては1通につき100円、電子情報処理組織」と、「1通」とあるのは「1通」と、同表9の項及び11の項中「250円」とあるのは「100円」とする。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。